

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 中川 幹太

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	板倉区 (針、関根、横町、下田屋・上中島新田、下米沢、南中島、小石原、熊川、吉増、山越、米増、山部、中之宮、釜塚、不動新田、菰立、下久々野、西久々野、上久々野、柄山、猿供養寺、東山寺、機織、宮島、中四ツ屋、曾根田、国川、福王寺、田屋、上沢田、下沢田、別所、栗沢、大野新田、下筒方、上関田、下関田、達野、高野、坂井、長塚、上長嶺、下長嶺、上福田新田、戸狩、稲増、田井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>板倉区は、上越市の南部に位置し、合併前の上越市、清里区、妙高市、長野県飯山市と接しており、約3割が大熊川、別所川の扇状地で形成された平野部、残りの約7割が山間地域で、両河川沿いに点在する50の集落から成っている。</p> <p>令和6年11月末現在の人口は5,847人、世帯数は2,141世帯、高齢化率は39.8%となっており、今後5年後に約3%の上昇が見込まれ、また、農業従事者も2020年から10年後には半減すると推計される中、担い手の確保と、地域内外の担い手への農地の集積・集約化が喫緊の課題となっている。</p> <p>地域農業を維持していくためには、地域において定期的に農地の利用状況を確認する中で、地区内の担い手と地区外の農業者や農事組合法人が連携して、将来へ受け継いでいく農地を利用していく仕組みの構築が必要である。</p> <p>【地域の基礎的データ】※令和6年度営農計画書より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農面積: 1,080.7ha(うち水稻893.5ha) ・農業者数: 317人 ※団体経営体: (農)吉増生産組合、(農)興農南中島生産組合、(農)小石原、(農)板倉ニューライス、(農)箕冠ファーム、(農)高野生産組合、(有)ニューファーム恵新、田中産業(株)、(有)穂海農耕、(有)アフコ、(株)澤井商事、(株)LightField ・主な作物: 水稻、大豆、ソバ、アスパラ菜、ねぎ、山菜(ぜんまい) など

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>板倉地区において農業と共に生活する担い手の確保・育成を図るため、農地の集積・集約化を進めるとともに、ICTを活用したスマート農業を導入するなど、農作業の効率化や生産コストの縮減につながる取組を推進していく。</p> <p>また、労働力不足に対応していくため、地区外の担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築や条件整備に取り組み、地域農業を維持していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,427 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,427 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内外の担い手(認定農業者や新規就農者など)の計画的な規模拡大につながるよう、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
多様な担い手のニーズを踏まえ、地域や関係者の意向を確認した中で、国・県補助事業等を活用し、農地の大区画化等の基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営体を受け入れ、農業関係機関・団体と連携し、農地の確保や栽培技術の指導、各種補助制度を活用した支援など、相談から定住までの幅広い取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や労働力不足の解消を図るため、必要に応じて地区外の農業法人等に農作業の一部を委託し、農地の継続的な利用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

中山間地域において、イノシシ等の被害を抑止するため、「電気柵による鳥獣の侵入防止」と「鳥獣が出没しにくい環境づくり」を地域全体で実践していく。

③スマート農業

平場の大規模ほ場においては、ドローン技術などのスマート農業を積極活用し、農作業の省力化に取り組む。

⑤果樹等

中山間地域を主に、そばを活かした商品開発や生産者と消費者をつなぐイベントの開催を通して地域農業の活性化を図っていく。また、光ヶ原高原ではトマト、人参、大根、枝豆栽培に引き続き取り組む。

⑦保全・管理等

災害時による被害拡大を回避するために水路を中心とした農業用施設の維持管理に努めていく。